

経済建設常任委員長報告

委員長 高宮正行

経済建設常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第45号「阿蘇市畜産環境保全に関する条例の制定について」

委員より、「第11条にある勧告についての説明を。」との質疑があり、農政課長から、「第11条第1項に、事業者が住民説明会等を開催しないと協議に応じない場合に勧告ができ、第9条第1項に規定する地域住民との協定の締結に応じない場合についても同様に勧告できるものとしています。また、同条第2項には、勧告に従わない場合は、その内容を公表出来るものとしています。」との答弁がありました。

また、委員より、「第4条にある家畜ふん尿の年間発生量が1,000

0トン以上である事業者に適用されるとあるがこの根拠は、また、別の箇所に畜舎を建設した場合の対応は。」との質疑があり、農政課長から、「年間発生量については、他の自治体の条例を参考に作成したところもあり、1,000トンの根拠といたしましては、廃棄物処理法に規定する『多量排出事業者』に相

当するもので、畜産經營での目安とされている乳牛で50頭、肉牛で100頭、養豚で500頭等ということで、これには年間1頭当たりの家畜から排出されるふん尿に基づいて算定されたものになっています。また、他の場所に畜舎を計画する施設と既存施設を合算したふん尿の年間

発生量が1,000トン以上となれば、第8条の事前協議から入っていたことになります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「本条例の策定に当たっては、関係機関との協議を行ったものか。」との質疑があり、課長よ

り、「今回、畜産関係団体の畜協、JA、酪農関係者等へ説明は行っていきます。今月中には役員会や総会等を通じて詳細な説明を行います。また、本条例は施行期日を来年1月1日としており、それまでを周知期間として関係者の方々への説明を広く行つて参ります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「阿蘇市全体において、農村地域エリア等の指定

意を極力得る等の規定を定めた方が良いのでは。」等の意見がありました。

観光課所管分

委員より、「阿蘇市『草・観・然』活性化事業補助金3,084万円の内訳は。」との質疑があり、観光課長から「内訳につきましては、『観』に

対する支援として、旅館組合に1,250万円、乙姫ペンション村に30万円。『草』に対しては、阿蘇グリーンストックに490万円。残り約1,300万円が『然』関係の事業

本協議会と共に事業を進めます。また、ふるさと納税事業と連携したネット販売に向けた研修や、阿蘇テレワークセンターが運営するサイト、熊本阿蘇の逸品ネットショップ

になりました。また、委員より、「『然』に関する事業内容の詳細を。」との質

た、「条文に、小規模な畜産農家については、周辺住民、地元区長等の同意を極力得る等の規定を定めた方が良いのでは。」との意見がありました。

答弁がありました。

なります。」との答弁がありました。また、委員より、「『然』に関する事業内容の詳細を。」との質

疑があり、観光企画係長から、「本年は、『然』認



仮設住宅

「ASOMO」において、「然」商品コーナーをより充実させる事業等を展開して参ります。」との答弁がありました。

まちづくり課所管分

委員より、「フィールドミュージアム構想実践事業について、将来どのように進めていくのか。」との質疑があり、まちづくり課長から、「類を見ない希少植物が群生しています宮坂湿地を皮切りに、牧野組合の方々のご協力をお願いして活用出来ないかを検証するものです。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「協力をお願ひした牧野組合の方々の意見等は。」との質疑があり、課長から、「地域の役員の方々は、何か活用出来るのであればということ、非常に協力的であります。以前、全体会議の中で説明を行った際に、

口蹄疫対策についての意見がありましたので、畜産保健所等と協議を行い、草原に入るときに必ず消毒などの防疫措置をとつていただければ問題ないという見解をいたいでいます。しかし、外国の方々に関する注意が必要ということ、今後、事業を進めるとつては、県との協議もしっかりと行い、安全対策を図つて参ります」と伝えておりました。

また、別の委員より、「現地を紹介することで、草原が荒らされるようになるのでは。」との質疑があり、課長から、「本事業は環境省の満喫プロジェクトの認定されたものです。払い戻し方法につきましては、請求用紙を準備しましたので、それに、所有する回数券を添付して提出していたことがあります。料金改定前と改定後の取り扱いについては、券を確認すると購入した日付、時間、金額

が明記されていますので、そこで判断したいと考えております。」との答弁がありました。また、委員より、「夢の湯の回数券還付金

240万8千円の内容説明を。」との質疑があり、地域振興係長から「この試算の方法は、平成27年4月まで遡り、まず、ひと月に回数券を購入した金額に対し、当時の回数券の金額が2,000円ですでの、2,000円で割り、その月に何枚出でいたかという試算を行い、そして、回数券を使って入浴された方を差し引くと残数が出ますので、これを毎月に計算し、3年分を積算した結果、9,030枚の回数券が残っています。

また、別の委員より、「ふるさと納税について現地を紹介することで、草原が荒らされるようになります。」との答弁がありました。また、別の委員より、「ふるさと納税について現地を紹介することで、草原が荒らされるようになります。」との質疑があり、課長から、「阿蘇市のふるさと納税は、インターネットサイトにつきましては、『ふるさとチョイス』、ANAがつくております『ANA Aのふるさと納税』といふ2つのサイトがあり、それぞれ契約して運営しています。ふるさとチョイスについては、委託先はJTBとなります。返礼品を発送する部分を阿蘇テレワーカセンターが担いますので、直接、JTBが支払う形になります。

提出先は。」との質疑があり、係長から、「まちづくり課と内牧、波野両支所で受け付けをしたいと考えています。」との答弁があり、課長から補足で、「交通手段が無い方もおられますので、現地、夢の湯にも対応窓口を設置したいと考えています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「ふるさと納税について現地を紹介することで、草原が荒らされるようになります。」との質疑があり、課長から、「阿蘇市のふるさと納税は、インターネットサイトにつきましては、『ふるさとチョイス』、ANAがつくております『ANA Aのふるさと納税』といふ2つのサイトがあり、それぞれ契約して運営しています。ふるさとチョイスについては、委託先はJTBとなります。返礼品を発送する部分を阿蘇テレワーカセンターが担いますので、直接、JTBが支払う形になります。」との答弁がありました。

提出先は。」との質疑があり、係長から、「まちづくり課と内牧、波野両支所で受け付けをしたいと考えています。」との答弁があり、課長から補足で、「交通手段が無い方もおられますので、現地、夢の湯にも対応窓口を設置したいと考えています。」との答弁がありました。

農政課所管分

委員より、「経営体育



希少植物（ツクシマツモト）

ANAのサイトに関する質疑があり、係長から、「まちづくり課と内牧、波野両支所で受け付けをしたいと考えています。」との答弁があり、課長から補足で、「交通手段が無い方もおられますので、現地、夢の湯にも対応窓口を設置したいと考えています。」との答弁がありました。

ANNAのサイトに関する質疑があり、係長から、「まちづくり課と内牧、波野両支所で受け付けをしたいと考えています。」との答弁があり、課長から補足で、「交通手段が無い方もおられますので、現地、夢の湯にも対応窓口を設置したいと考えています。」との答弁がありました。

ANNAのサイトに関する質疑があり、係長から、「まちづくり課と内牧、波野両支所で受け付けをしたいと考えています。」との答弁があり、課長から補足で、「交通手段が無い方もおられますので、現地、夢の湯にも対応窓口を設置したいと考えています。」との答弁がありました。

ANNAのサイトに関する質疑があり、係長から、「まちづくり課と内牧、波野両支所で受け付けをしたいと考えています。」との答弁があり、課長から補足で、「交通手段が無い方もおられますので、現地、夢の湯にも対応窓口を設置したいと考えています。」との答弁がありました。

ある一定のポイントが確保できれば、県の採択要件に基づき判断されます。」との答弁がありました。また、別の委員より、「そのポイントの採点はどこが行うのか。」との質疑があり、課長から、「ポイントは、市であらかじめ採点し、それを、最終的に県が精査を行うという流れになります。全国から申請が上がる関係上、そこで全国ポイントが勘案され、そのボーダーラインが決められ、それを上回った経営体が採択されるという内容になっています。」との答弁があり、別の委員より、「ポイントについての市の基準設定は。」との質疑があり、課長から、「市の申請基準は、旧町村毎の枠組みで考えています。その区域の中で、ポイントの高い経営体の方や、比較的停滞した。ポイントとなる経営体の方もおられます。それらを合算して平均値を算出し、全国のボーダーラインを上回ることが見込まれる

「ような基準にしています。
事前にポイントを市のほうでチェックし、より採択基準に見合うような調整を行います。」との答弁がありました。

地区で約43 ha程度、黒川、乙姫地区で約20 ha、狩尾地区で約5 ha程度を見込んでいます。賃借料については10 a当たり3万2,0

00円を設定しており、支払いについては、本年末の12月を予定しています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

が行うのか。」との質疑があり、課長から、「ポイントは、市であらかじめ採点し、それを、最終的に県が精査を行う」という流れになります。全国から申請が上がる関係上、そこで全国ポイントが勘案され、そのボーダーラインが決められ、それを上回った経営体が採択されるという内容になっています。」

また、別の委員より、「被災農地等借上料について、本市が想定している農地面積と、支援する借上料の額は。」との質疑があり、課長から、「当初、対象面積は80 haを想定していましたが、復旧が早まった部分や、廃工になった部分等が10 ha程度あったということで、現在70 ha程度を見込んでいます。地区で申しますと、

議案第53号「平成30年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」



内牧游水池

員より、「ポイントについての市の基準設定は。」との質疑があり、課長から、

市への申請基準は、旧町村毎の枠組みで考えていました。その区域の中で、ポイントの高い経営体の方や、比較的停滞したボイントとなる経営体の方もおられますが、それらを合算して平均値を算出し、全国のボーダーラインを上回ることが見込まれる

請願第1号 「内牧遊水池の防火機能の強化に関する請願書」

議会事務局長、建設課
長から補足説明があり、
委員より、「本請願書の
趣旨を見ると、防災面と
管理面に関する内容であ

「請願者に内容をお聞きしたら、公共的な防火水槽として確立したいと
いう思いが趣旨にあるとの確認をしています。」

以上のような審査を終り、「本件は継続審査とすることでいかがか。」と意見があり、挙手によよ採決を行つた結果、全会一致で継続審査すべきとのと決定いたしました。

委員より、「下水道ス
トックマネジメント計画

り、総務常任委員会と経済建設常任委員会の双

方が良いのでは。」と
意見がありました。

ある一定のポイントが確保できれば、県の採択要件に基づき判断されます。」

ような基準にしています。

地区で約43 ha程度、黒川、
乙姫地区で約20 ha、狩尾
地区で約5 ha程度を見込

委員より、「下水道ス
トックマネジメント計画
策定業務委託について内

り、総務常任委員会と経済建設常任委員会の双方に付託すべきであつた

方が良いのでは。」との意見がありました。

「1つの議案を2つの委員会に付託することに出来ません。もし、行くのであれば合同委員会という形で審査を行ふものになります。」との説明がありました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されまして、案件についての報告です。